主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告理由について。

- (一) 所論は、民訴三九三条三項、四〇九条ノ二、二項が憲法に違反するというが、しかし審級制度に関しては、憲法は同法八一条の場合のほか、立法をもつて適宜に定め得るところに委ねていることは、当裁判所大法廷の判例とするところである(昭和二二年(れ)第四三号同二三年三月一〇日大法廷判決、同二四年(ク)第一五号同年七月二二日大法廷決定参照)。それ故、右判例の趣旨に照らし、所論は採ることを得ないものである。
- (二) なお所論は、原判決に憲法違反がある旨いうけれども、その実質は結局、 原判決のなした法令の解釈適用を争うに帰し、特別上告適法の理由と認め難い。

よつて、民訴四〇九条ノ二、四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	_